

時の記念日を国民の祝日に制定することを求める意見書

時の記念日は、1920年（大正9年）に当時の日本人に欧米人並みの時間を遵守する意識を持ってもらうことを願い、東京天文台と生活改善同盟会が日本書紀の漏刻（水時計）創設の記から6月10日を選定し、制定されたものであり、時間の大切さをかみしめる日として意義づけされている。

それから90年以上が経過し、日本は世界でも有数の正確な時刻を大切にする国となったが、同時に社会経済情勢が目まぐるしく変化する現在においては、分や秒単位までの正確さが求められるようになり、一方で、忙しすぎる時代への反省から、スローライフなどの癒やしの時も求められるなど、時が一人ひとりに平等に与えられている貴重な財産であることを見つめ直すことが国民にとってますます重要となってきた。

兵庫県明石市では、日本標準時子午線、東経135度が通る時のまちとして、自治体、経済界、各種団体が一丸となって時の大切さを全国に喧伝し、その思いを国民全体で共有するための活動が続けられているように、国民全体で時間の大切さを認識することが必要であり、時の記念日とその機会とすることが求められる。

よって、国及び政府においては、6月10日の時の記念日を国民の祝日に制定し、時間の大切さを国民全体で認識する機会とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日

大津市議会議長 園田 寛

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

あて